



令和2年4月から飲食店は「原則屋内禁煙」です。

望まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正され、多くの方が利用する全ての施設は、令和2年4月から原則屋内禁煙です。

飲食店も原則屋内禁煙ですので、受動喫煙対策の推進にご協力をお願いします。

原則は
屋内禁煙!!

店内で喫煙させる場合は、喫煙室の設置が必要です。



基本的には

加熱式タバコ
のみ喫煙
させる場合

個人、中小規模
飲食店の場合

喫煙を目的とする
バー・スナック

喫煙室
の種類

① 喫煙専用室

② 加熱式タバコ
専用喫煙室

③ 喫煙可能室

④ 喫煙目的室

要件等

・ 喫煙のみ可能

・ 加熱式タバコのみ
喫煙可能

(1)2020年4月1日までに営業許可を受け、
いずれかに該当
ア 個人経営
イ 資本金（出資）の
総額5000万円以下^{注1}
(2)かつ客席面積100㎡
以下（約30坪以下）

・ たばこ小売販売業の
許可又は出張販売の
許可を得てタバコの
対面販売をしている。
・ 設備を設けて飲食を
させる営業（主食を
除く）を行うもの。



保健所への届出が必要！
→裏面記入例参照、郵送可

飲食の提供



×



○



○



○

設置場所

施設の一部

施設の一部

施設の一部、又は全部

施設の一部、又は全部

たばこ煙の
流出を防止
するための
技術的基準

・ 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
→ 概ね3月以内毎に気流の測定を実施、記録することが望ましいとされている。
・ たばこ煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること
・ たばこ煙が屋外又は外部に排気されていること

※施設内が複数階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける
取扱も可能

※③で、店舗全体を喫煙可能とする場合は、壁・天井等によって区画されていること

標識の掲示



喫煙専用室等の出入り口及び施設の出入り口に標識を掲示

立入制限



20歳未満は立入禁止（従業員を含む）

書類の保存

—

—

・ 客席の床面積にかかる資料
・ 会社の場合は、資本金（出資）の総額にかかる資料

・ たばこ小売販売業
（又は出張販売）の
許可通知書（写しも
可）

注1 大規模会社が発行済株式の総数2分の1以上を有する場合などを除く

■改正健康増進法に関するお問い合わせは、管轄の保健所へ

中部保健所健康推進班

〒904-2155

沖縄市美原1丁目6-28

(TEL: 098-938-9701

FAX: 098-938-9779)